

避難所開設・運営



本コースの概要

※ 本eラーニングでは、参考資料を下記に省略して表記しております。

省略表記／アイコン	参考資料名
内閣府ガイドライン <small>内閣府 ガイドライン</small>	内閣府(防災担当)「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月)



はじめに

- 本eラーニングは、「避難所運営ガイドライン」や有識者の意見を参考に作成しております。
- お手元に上記のガイドラインをご準備ください。

運営体制の確立（平時）	
1. 避難所運営体制の確立	4. 受援体制の確立
2. 避難所の指定	5. 帰宅困難者・在宅避難者対策
3. 初動の具体的な事前想定	

避難所の運営（発災後）	
6. 避難所の運営サイクルの確立	10. 衛生的な環境の維持
7. 情報の取得・管理・共有	11. 避難者の健康管理
8. 食料・物資管理	12. 寝床の改善
9. トイレの確保・管理	13. 衣類 14. 入浴

ニーズへの対応	
15. 配慮が必要な方への対応	17. 防犯対策
16. 女性・子供への配慮	18. ベットへの対応

避難所の解消	
19. 避難所の解消に向けて	

◆避難所運営態勢のための連携協定体制（例）		
大連日	中連日	経当
項目		
避難所運営態勢の確立	1. 避難所運営体制の確立	*
	2. 避難所の指定	*
	3. 初動の具体的な事前想定	*
	4. 受援体制の確立	*
	5. 帰宅困難者・在宅避難者対策	*
	6. 避難所の運営サイクルの確立	*
	7. 情報の取得・管理・共有	*
	8. 食料・物資管理	*
	9. トイレの確保・管理	*
	10. 衛生的な環境の維持	*
	11. 避難者の健康管理	*
	12. 寝床の改善	*
	13. 衣類 14. 入浴	*
	15. 配慮が必要な方への対応	*
	16. 女性・子供への配慮	*
	17. 防犯対策	*
	18. ベットへの対応	*
	19. 避難所の解消に向けて	*

市町村災害対策本部・避難所支援班		
担当	連携機関	役割
大連日	中連日	経当
避難所運営態勢の確立	1. 避難所運営体制の確立	*
	2. 避難所の指定	*
	3. 初動の具体的な事前想定	*
	4. 受援体制の確立	*
	5. 帰宅困難者・在宅避難者対策	*
	6. 避難所の運営サイクルの確立	*
	7. 情報の取得・管理・共有	*
	8. 食料・物資管理	*
	9. トイレの確保・管理	*
	10. 衛生的な環境の維持	*
	11. 避難者の健康管理	*
	12. 寝床の改善	*
	13. 衣類 14. 入浴	*
	15. 配慮が必要な方への対応	*
	16. 女性・子供への配慮	*
	17. 防犯対策	*
	18. ベットへの対応	*
	19. 避難所の解消に向けて	*



避難所運営業務における対策項目一覧

運営体制の確立（平時）

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 避難所運営体制の確立 | 4. 受援体制の確立 |
| 2. 避難所の指定 | 5. 帰宅困難者・在宅避難者対策 |
| 3. 初動の具体的な事前想定 | |

避難所の運営（発災後）

- | | |
|------------------|---------------|
| 6. 避難所の運営サイクルの確立 | 10. 衛生的な環境の維持 |
| 7. 情報の取得・管理・共有 | 11. 避難者の健康管理 |
| 8. 食料・物資管理 | 12. 寝床の改善 |
| 9. トイレの確保・管理 | 13. 衣類 |
| | 14. 入浴 |

ニーズへの対応

- | | |
|-----------------|-------------|
| 15. 配慮が必要な方への対応 | 17. 防犯対策 |
| 16. 女性・子供への配慮 | 18. ペットへの対応 |

避難所の解消

- | |
|----------------|
| 19. 避難所の解消に向けて |
|----------------|



災害フェーズにおける「避難所運営業務」の流れ

大項目/中項目		項目	準備段階			初動(発災当日)	応急期(3日目まで)	復旧期(1週間まで)	※対応の終了時期は災害の規模や個々の市町村によつて異なる
運営体制の確立	平時から実施すべき業務	1. 避難所運営体制の確立	●避難所支援専門メンバーの選定（室内・室外） ●災害対策本部と避難所の連絡体制の確立	●各避難所に運営委員会を設置する ●避難所運営委員会で定期的な会議を実施する ●避難所運営員が、災害ボランティア本部への派遣要請・調整業務を理解する	●避難所運営員が災害対策本部との連絡訓練 ●指定期間に応じた備蓄物資の点検作成 ●指定期間に応じた備蓄物資の点検作成	●災害対策本部で避難所支援に関する話し合いを開催（必要に応じNPO・ボランティア等の参画） ●指定期間に応じた備蓄物資の点検作成 ●指定期間に応じた備蓄物資の点検作成	●行政職員の応援要請 ●指定期間に応じた備蓄物資の点検作成		
		2. 避難所の指定	●災害想定に応じた避難所を確保 ●福祉避難所／スペースの確保	●飲料水・食料・携帯トイレ・簡易トイレス等を確保	●指定避難所においてどの災害に適した避難所であるかの掲示 ●協定等により支援専門職員を確保	●指定期間に応じた備蓄物資の点検作成	●指定期間に応じた備蓄物資の点検作成		
		3. 初動の具体的な事前想定	●避難所における二次被災可能性の確認を実施 ●避難所運営マニュアルを作成・訓練を実施 ●避難所からの事情が難くても物資を届ける（ブッシュ型）体制を実施	●特殊ニーズ聞き取り票を作成 ●避難者・地域住民の役割分担を整理	●延焼火災の危険性・可能性の確認 ●女性の能力や意見を生かせる場を確保	●指定期間に応じた備蓄物資の点検作成	●指定期間に応じた備蓄物資の点検作成		
		4. 受援体制の確立	●避難所の多様なニーズに応える組織との協定締結	●災害ボランティアセンター設置の必要性を確認	●救護・巡回のための医師・看護師の要請 ●住民の受援力を高める施策を実施する	●指定期間に応じた備蓄物資の点検作成	●多様なニーズに対応するためのボランティアを要請 ●行政職員の応援要請		
		5. 帰宅困難者・在宅避難者対策	●帰宅困難者対策の必要性を確認 ●在宅避難者の生活確認の方針を検討	●帰宅困難者への対応を企業等に要請	●帰宅困難者の説得 ●在宅避難者の安心確認を実施	●指定期間に応じた備蓄物資の点検作成	●在宅避難者への生活支援		
		大項目/中項目	項目	準備段階	初動(発災当日)	応急期(3日目まで)	復旧期(1週間まで)	復興期	
避難所の運営	基幹業務	6. 避難所の運営サイクルの確立	●避難所運営の実施手順の確立	●避難所の被災状況確認 ●危険箇所のチェック ●立入止場所の表示	●避難所運営方針の決定 ●避難所運営ルールの確立 ●避難所運営会議（定期）を実施する（必要に応じNPO・ボランティア等の参画）	●指定期間に応じた備蓄物資の点検作成	●指定期間に応じた備蓄物資の点検作成	●指定期間に応じた備蓄物資の点検作成	※対応の終了時期は災害の規模や個々の市町村によつて異なる
		7. 情報の取得・管理・共有	●照線・衛星携帯電話等通信設備を確保 ●無線等情報機器のための電源を確保 ●立入止場所の表示	●避難所の周りの危険・被害を周知する	●避難者の安否確認会対応（外部からの問い合わせ） ●避難所開設状況を周知する ●災害対策本部からの情報周知 ●マスク対応	●指定期間に応じた備蓄物資の点検作成	●携帯電話・スマートフォンの充電手段確保 ●ライフラインの最新情報の確認・提供 ●生活支援情報を仕分け、わかりやすい表示とする ●在宅避難者への支援情報の発信 ●見やすい表示を心がける	●指定期間に応じた備蓄物資の点検作成	
		8. 食料・物資管理	●物資供給計画の作成 ●在宅避難用物資の配布体制を確保	●地域資源（食料）の活用 ●備蓄物資の配布	●避難所・在宅避難者に必要な食事の報告 ●食料の数量管理、衛生的な保管状態	●炊出し実施のための調理器具や食材 ●吸引式の便器の使用、衛生面に配慮 ●個人属性に応じた栄養面への考慮	●在宅避難者への食料・物資配布		
		9. トイレの確保・管理	●災害用トイレの確保・管理手順を作成 ●災害前の水洗トイレの使用ルールを作成	●既設トイレの使用可能な健室（便器）を確認 ●生理用品等を確保する ●トイレの使用ルールの周知・掲示	●使用済み排泄トイレ（便器）の収集場所を確保する ●使用済み排泄トイレ（便器）の収集場所を確保する	●トイレ責任者とトイレ掃除担当者を決めて役割分担を実施する	●高齢者、障害者用トイレの動線の安全性を確保する ●感染症が出た時の専用トイレ確保 ●人口肛門・人口膀胱保有者のための器具交換スペースを検討する		
		10. 衛生的な環境の維持	●ゴミの集積場所を決める ●食品の管理方法・手洗い・手洗い・脚踏前の健康チェック方法	●手洗い方法の周知徹底	●手洗い方法の周知徹底	●ハンド・靴等の衛生対策	●トイレの衛生的な管理、汚物の回収 ●炊出し等衛生処理する人の健康チェック		
		11. 避難者の健康管理	●避難者の健康管理シートの作成 ●感染症予防の重要性を確認	●感染症への対応（感染症の予防） （インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒） ●避難所の換気	●暑さ・寒さ対策	●心のケア専門職員ボランティアの巡回・派遣体制 ●持病への対応（持病の悪化防止） ●健康相談窓口の確保（健康相談・管理）			
よりよい環境	12. 寝床の改善	●床に直接寝ることで病気になる可能性を知る	●毛布の配布	●段ボールベッド等簡易ベッドの設置	●段ボールベッド等簡易ベッドの設置	●洗濯場（洗濯機・乾燥機）の確保	※対応の終了時期は災害の規模や個々の市町村によつて異なる		
		13. 衣類	●避難者の属性に応じた下着類の確保	●体や季節に合った衣類の確保	●体や季節に合った衣類の確保	●シャワーアルームの確保			
		14. 入浴	●旅館・民宿など民営事業者との協定締結	●水害・土砂災害などで汚水に侵された時は汚れ落としを実施	●水害・土砂災害などで汚水に侵された時は汚れ落としを実施	●シャワーアルームの確保			
		15. 配慮	●避難者の滞在可能性の検討を実施する (配慮が必要な人の避難所での滞在可能性検討)	●配慮が必要な人の把握 ●外国人の対応	●避難者同士の見守り体制を確保する ●授乳室／スペースの設置 ●女性特有の物資(生理用具等)の確保	●施設、病院への入院、入所の検討 ●福島避難所へ移動、専門施設への入所を検討 ●ボランティアニーズの把握	●心のケアイベント・サロン活動等 ●安心して話せる場所の確保		
ニーズへの対応	安全安心	16. 女性・子どもへの配慮	●女性、妊産婦などが避難生活をする際に備えるべきことを確認	●自衛(夜間一人では行動しない) ●授乳室／スペースの設置 ●女性特有の物資(生理用具等)の確保	●警察による警戒の要請	●警察の避難所巡回、犯罪相談窓口の開設	※対応の終了時期は災害の規模や個々の市町村によつて異なる		
		17. 防犯対策	●地域の防犯対策を実施する	●自衛(夜間一人では行動しない)	●警察による警戒の要請	●警察の避難所巡回、犯罪相談窓口の開設			
		18. ベットへの対応	●ベットの滞在ルールの確立を検討する	●ベットの滞在ルールの確立を検討する	●ベットの滞在ルールの確立	●生活再建支援情報の周知			
避難所の解消	19. 避難所の解消に向けて	●ホテル・旅館の二次避難所としての活用を検討	●ライフライン等事業者との連絡強化	●旅館・民宿などの民営事業者との協定締結	●旅館・民宿などの民営事業者との協定締結	●避難所の解消日を検討・周知	※対応の終了時期は災害の規模や個々の市町村によつて異なる		

平時より部局横断の取り組みが肝要

避難所運営体制イメージ図

市町村災害対策本部・避難所支援班

防災・福祉・保健・医療・経済・環境などの部局から選定されたメンバーで構成。平時から、避難所支援に関して、部局を超えた連携が重要。

避難所運営委員会（仮称）

市町村防災担当者、避難所運営責任者（避難者の代表者）、施設管理者、避難所派遣職員、必要に応じて、市町村関係部局の担当者。

顔の見える
関係づくり

避難所
運営会議

外部支援者

- 社会福祉協議会
- NPO・一般ボランティア
- 医療・福祉事業者等
- 警察
- 都道府県
- 他自治体からの応援職員等



避難所運営業務のための連携協働体制(例)

大項目	中項目	担当 項目	市町村災害対策本部・避難所支援班																	各避難所の運営本部												
			防災担当	福祉総括担当	災害救助法所管担当	障害者担当	高齢者担当	母子・乳児担当	外国人担当	男女共同参画担当	保健担当	医療担当	上水道担当	浄化槽・屎尿処理担当	下水道担当	衛生(ゴミ処理)担当	ペット対策担当	商工担当(物資担当)	防犯担当	ボランティア担当	警備・建築担当	教育委員会(施設の事務)	施設管理者	避難所派遣職員	他自治体からの応援職員	都道府県	警察	避難者(在避難所)	地域住民(支援者)	医療・福祉事業者等	NPO・ボランティア	社会福祉協議会(災害ボランティア本部)
運営体制の確立	平時から実施すべき業務	1 避難所運営体制の確立	★	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●		
		2 避難所の指定	★	○																						○	○	●	●	●		
		3 初動的具体的な事前想定	★	○																	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●		
		4 受援体制の確立	★	○															★							○	●	●	●	●		
		5 帰宅困難者・在宅避難者対策	★	○																						○	○	○	○	○		
避難所の運営	基幹業務	6 避難所の運営サイクルの確立	○	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★	★	○	○	●	●	●	●	●			
		7 情報の取得・管理・共有	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★	○	○	○	●	●	●	●	●			
		8 食料・物資管理	○	○													○	●							○	●	●	●	●			
		9 トイレの確保・管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●				
	健康管理	10 衛生的な環境の維持	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●				
		11 避難者の健康管理	○	○																					○	○	○	●	●			
		12 寝床の改善																								○	●	●	●			
	よりよい環境	13 衣類			○												○	○	●													
		14 入浴		○	○												○	○	●						○			●				
ニーズへの対応	要配慮	15 配慮が必要な方への対応	○	★	○	★	★	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●				
		16 女性・子どもへの配慮		★		○		★																	○	●	●	●	●			
		17 防犯対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★	★	○	○	○	○	●	●	●	●				
	安心安全	18 ペットへの対応																★							○	●	●	●				
		19 避難所の解消に向けて	★	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●	●	●	●				

注意事項

- 大規模災害時の市町村災害対策本部の業務の中で、避難所運営に関する業務を19項目に分けて記載しました。市町村の規模・組織構成等に応じて、担当欄・役割分担等を修正し、使用してください。
- 市町村災害対策本部・避難所支援班の担当は、市町村の通常業務の担当(課)をイメージしています。これは、災害対策本部設置時の所掌事務で担当を割り振るうとともに、平時に用意しておくべき帳票の作成や管理等を、各担当職員が自分の役割として認識できない恐れがあるためです。
- 各項目に、主担当、担当、支援に分けて記載することにより、その業務を行うためには、多数の部署(担当)が関わることが一目でわかります。また、支援担当となった担当は何を支援するべきかを考え、行動することも可能となります。



避難所の「質の向上」の考え方①

●避難所

- ・災害で住む家を失った被災者等が一時的に生活を送る場所

●質の向上

- ・「人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができているか」という「質」を問うもの
- ・個人の収入や財産を基に算出される「生活水準」とは全く異なる考え方



避難所の「質の向上」の考え方②

- 「避難所運営ガイドライン」は、避難所において「避難者の健康が維持されること」を目標に、その質向上を目指す
 - ・ 発災直後の初動期においては、いくら平時から備えてきたとしても、避難者の健康に配慮した支援が最初から実現するとは限らない
<時系列で避難所の寝床を改善する例>
 - 初動期：備蓄の毛布を提供する
 - 応急期（発災から3日目まで）：エアマットや段ボールなどを床に敷く
 - 復旧期（4日目以降）：簡易ベッドを確保する
- 段階的かつ確実に、「質の向上」を目指すことは、避難所の運営のための支援・調整を担う市町村の責務といえる



避難所の「質の向上」の考え方③

●東日本大震災後

- ・我が国の応急・復旧の迅速さに称賛する声があった
- ・一方、避難所の生活環境については、国際的な難民支援基準を下回るという指摘があった

●阪神・淡路大震災以降、避難所の確保は、一定の進展が見られたと評価できるが、次の目標は、その「質の向上」である

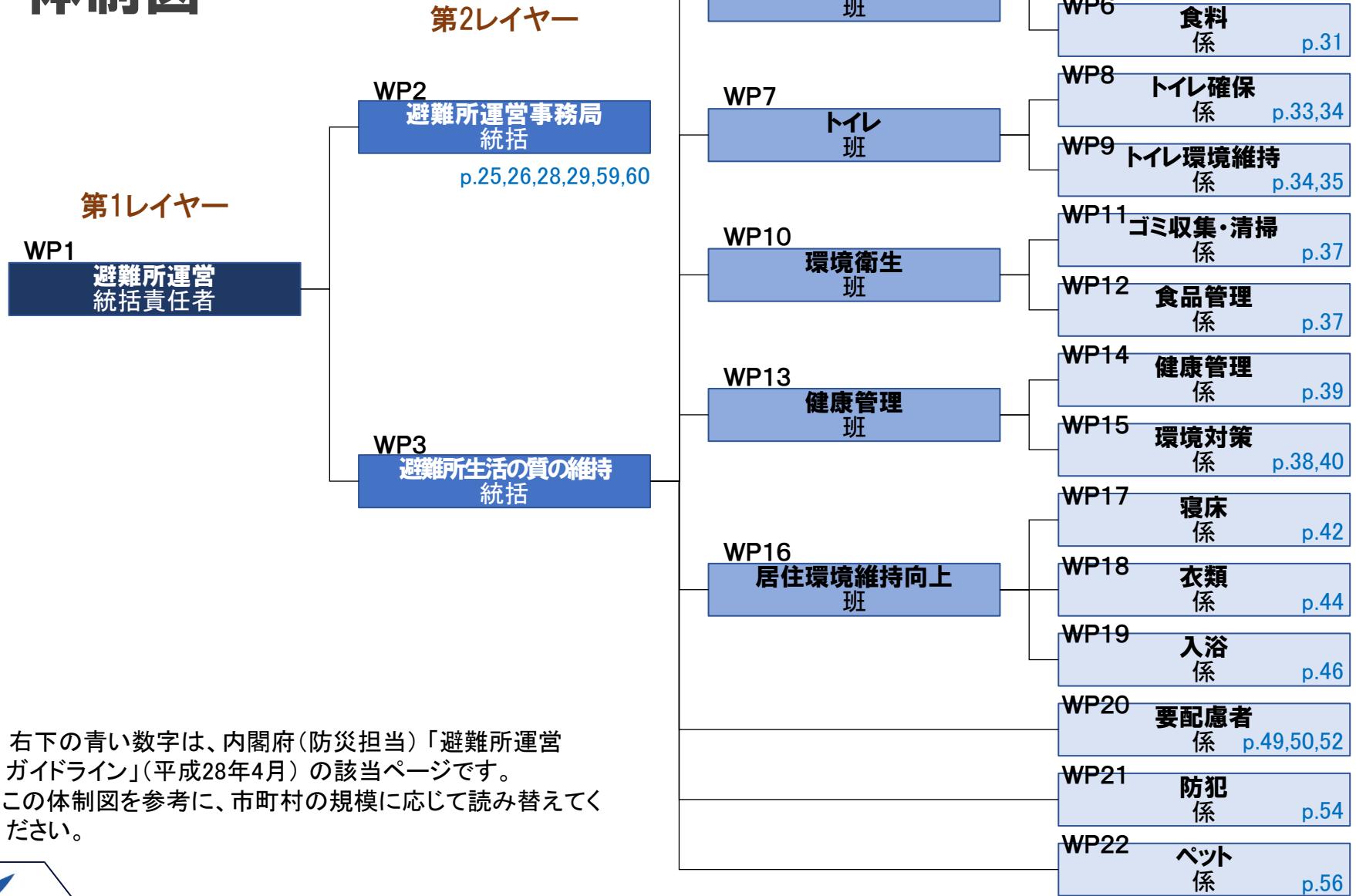


参考資料

参考資料	URL
内閣府(防災担当)「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成28年4月)	http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html
男女共同参画局「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(令和2年5月)	
環境省「人とペットの災害対策ガイドライン 災害への備えチェックリスト」(令和3年3月)	http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0303b.html
「スフィア・ハンドブック2018(日本語版)」	https://jqan.info/sphere_handbook_2018/



避難所の開設・運営の体制図



※ 右下の青い数字は、内閣府(防災担当)「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月)の該当ページです。
※この体制図を参考に、市町村の規模に応じて読み替えてください。



WP1

避難所運営 統括責任者



WP1 避難所運営統括責任者

業務の目的

- 住民が主体となって行う避難所運営を支援する
- 防災担当だけではなく、要配慮者担当等の関係する複数の担当課が事前に横断的な連携協働体制をつくる
- 災害時においては、連携共働体制を生かし、避難所の運営が円滑かつ安全に推進されるように全体を統括する

主な関係者

- WP2 避難所運営事務局統括
- WP3 避難所生活の質の維持統括



WP2 避難所運営事務局統括

業務の目的

- 「運営体制の確立(平時)」「避難所の運営(発災後)」「ニーズへの対応」「避難所の解消」各段階に応じた支援を実施するための調整を行う
- 初動(発災当日)～応急期(3日目まで)～復旧期(1週間まで)～復興期の災害対応の各段階で避難所の円滑な運営を実現するための調整を行う



WP3 避難所生活の質の維持統括

業務の目的

- 避難所において「避難者の健康が維持されること」を目標に、その質の向上を実現するための運営実現を目指す
- 時系列に避難所環境の改善を目指す
- 避難所生活が長期化するほど段階的かつ確実に「質の向上」を目指す



確認テスト

No	問題
1	避難所は、行政が主体となって住民に支援してもらいながら運営する。
2	避難所の運営は、防災担当や要配慮者担当など複数の担当課が事前に横断的な連携協働体制をつくることが必要。
3	災害時においては、連携共働体制を生かし、避難所の運営が円滑かつ安全に推進されるように全体を統括する。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	避難所は、行政が主体となって住民に支援してもらいながら運営する。	×	住民主体で運営してもらい、それを支援する。WP1の「業務の目的」の1項目を参照。
2	避難所の運営は、防災担当や要配慮者担当など複数の担当課が事前に横断的な連携協働体制をつくることが必要。	○	WP1の「業務の目的」の2項目を参照。
3	災害時においては、連携共働体制を生かし、避難所の運営が円滑かつ安全に推進されるように全体を統括する。	○	WP1の「業務の目的」の3項目を参照。



WP2

避難所運営事務局

統括



WP2 避難所運営事務局統括

業務の目的

- 「運営体制の確立(平時)」「避難所の運営(発災後)」「ニーズへの対応」「避難所の解消」各段階に応じた支援を実施するための調整を行う
- 初動(発災当日)～応急期(3日目まで)～復旧期(1週間まで)～復興期の災害対応の各段階で避難所の円滑な運営を実現するための調整を行う

主な業務

- 1.1 避難所運営サイクルの確立
- 1.2 情報の取得・管理・共有
- 1.3 避難所の解消に向けて



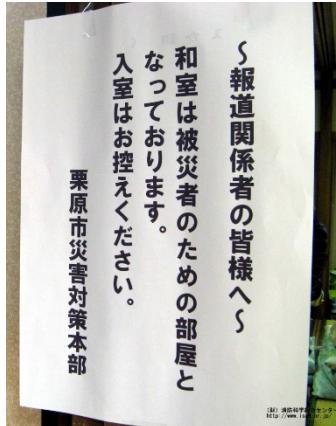
1.1 避難所運営サイクルの確立

- 1.1.1 災害対策本部・避難所支援班において避難所の運営管理を実施する
- 1.1.2 避難所の被害状況確認を実施する
- 1.1.3 避難所運営会議(定例)を実施する
- 1.1.4 避難所の運営ルールを確立する
- 1.1.5 避難所運営の実施手順の確立を実施する



1.2 情報の取得・管理・共有

- 1.2.1 情報取得手段を確保する
- 1.2.2 外部向けの広報活動を実施する
- 1.2.1 内部向けの情報共有を実施する
- 1.2.2 内部向けの情報共有手段を確保する
- 1.2.5 外部向けの広報手段を確保する



指定避難所について									
番号	施設名	運営者	所在地	定員(名)	現定員(名)	備考	備考	備考	備考
1	自立施設	高齢者福祉会	大字栗原	100	100				
2	高齢者福祉会	高齢者福祉会	大字栗原	100	100				
3	高齢者福祉会	高齢者福祉会	大字栗原	100	100				
4	自立施設	平成ノ花館	大字栗原	100	100				
5	自立施設	平成ノ花館	大字栗原	100	100				
6	平成ノ花館	平成ノ花館	大字栗原	100	100				
7	平成ノ花館	平成ノ花館	大字栗原	100	100				
8	平成ノ花館	平成ノ花館	大字栗原	100	100				
9	平成ノ花館	平成ノ花館	大字栗原	100	100				
10	森林公園センター	栗原市	大字栗原	100	100				
11	自立施設	高齢者福祉会	大字栗原	100	100				
12	文化会館(公民館)	栗原市	大字栗原	100	100				
13	公民館	栗原市	大字栗原	100	100				
14	公民館	栗原市	大字栗原	100	100				
15	公民館	栗原市	大字栗原	100	100				



1.3 避難所の解消に向けて

- 1.3.1 避難所生活が長期化した場合の対応を実施する
- 1.3.2 避難所の解消に向けた話し合いを実施する
- 1.3.3 避難所の解消を検討する



確認テスト

No	問題
1	避難所運営事務局統括は、「運営体制の確立(平時)」「避難所の運営(発災後)」「ニーズへの対応」「避難所の解消」各段階に応じた支援を直接行う。
2	避難所運営事務局統括は、初動(発災当日)から復興期の災害対応の各段階で避難所の円滑な運営を実現するための調整を行う。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	避難所運営事務局統括は、「運営体制の確立(平時)」「避難所の運営(発災後)」「ニーズへの対応」「避難所の解消」各段階に応じた支援を直接行う。	×	直接の支援は行わず、支援を実施するための調整を行う。 WP2の「業務の目的」の1項目を参照。
2	避難所運営事務局統括は、初動(発災当日)から復興期の災害対応の各段階で避難所の円滑な運営を実現するための調整を行う。	○	WP2の「業務の目的」の2項目を参照。



WP3

避難所生活の質の維持 統括



WP3 避難所生活の質の維持統括

業務の目的

- 避難所において「避難者の健康が維持されること」を目標に、その質の向上を実現するための運営実現を目指す
- 時系列に避難所環境の改善を目指す
- 避難所生活が長期化するほど段階的かつ確実に「質の向上」を目指す

主な関係者

- WP4 食料・物資班
- WP7 トイレ班
- WP10 環境衛生班
- WP13 健康管理班
- WP16 居住環境維持向上班
- WP20 要配慮者係
- WP21 防犯係
- WP22 ペット係



WP4 食料・物資班

業務の目的

- 発災直後においてはプッシュ型での物資配送、応急期以降は避難所から要請し、避難者ニーズに応じて、物資確保・配送を行う
- 在宅避難者の食料・物資の確保や提供方法も検討する



WP7 トイレ班

業務の目的

- 避難生活における多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらし、同時に不快な思いをする被災者を増やすことになり、人としての尊厳を傷つけることになりかねないトイレの確保に取り組む
- トイレの課題における関係部局の連携により、事前の取り組みを進める



WP10 環境衛生班

業務の目的

- 発災直後から衛生環境に取り組み、避難者の健康を維持する
- 関係部局との連携及び専門的指導を得て、万全の体制を整える
- 地域住民やボランティアの協力を得るため、平時から準備しておく
- 食料(生鮮品、弁当等)の取り扱いに十分注意し、食中毒の発生を防ぐ



WP13 健康管理班

業務の目的

- 避難者の健康管理のため、持病の悪化防止、新たな病気の発症防止等の二次被害を予防する



WP16 居住環境維持向上班

業務の目的

- 狹い避難所での寝泊りからのストレス等、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）を引き起こさないため、住居環境に取り組む



WP20 要配慮者係

業務の目的

- 避難所におけるスペースの確保や、避難者全員で見守る体制づくりを整え、配慮が必要な方等の体調が悪くならないようにする
- 体調管理を継続的に行うため、外国人への配慮を含め、避難所の関係者間で、要配慮者の状態・ニーズについて情報共有を図る
- 当事者の方と話し合う機会を設けるなど、どのような困難に直面しているか把握する



WP21 防犯係

業務の目的

- 災害時における治安維持のため、消防団・自警団等による地域の見守り体制の強化、警察の巡回要請、女性・子供に対する性犯罪防止策、相談体制強化等を検討する



WP22 ペット係

業務の目的

- 共同生活を送る避難所において、動物が苦手な人や動物アレルギーを持っている人に対し、共生できる環境に配慮する



確認テスト

No	問題
1	避難所において「避難者の健康が維持されること」を目標に、その質の向上を実現するための運営実現を目指す。
2	時系列に避難所環境の課題を目指す。
3	避難所生活が長期化するほど段階的かつ確実に「質の向上」を目指す。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	避難所において「避難者の健康が維持されること」を目標に、その質の向上を実現するための運営実現を目指す。	○	WP3の「業務の目的」の1項目を参照。
2	時系列に避難所環境の課題を目指す。	×	改善を目指す。 WP3の「業務の目的」の2項目を参照。
3	避難所生活が長期化するほど段階的かつ確実に「質の向上」を目指す。	○	WP3の「業務の目的」の3項目を参照。



WP4

食料・物資 班



WP4 食料・物資班

業務の目的

- 発災直後においてはプッシュ型での物資配送、応急期以降は避難所から要請し、避難者ニーズに応じて、物資確保・配送を行う
- 在宅避難者の食料・物資の確保や提供方法も検討する

主な関係者

- WP5 食料係
- WP6 物資係



WP5 食料係

業務の目的

- 女性、子育て世代、介護をしている人、障害者や持病をもつ当事者などの意見を取り入れ、物資の要請・確保を行う
- 避難所における「食物アレルギー」「介護食」等、配慮が必要な者に対応した食料品等の特別ニーズへの対応を実施する
- 飲料水の確保が済んだら、生活用水(飲料水以外に生活に必要な水)の確保についても検討する
- 避難生活が長期化すれば暖かい食事の提供や栄養管理についても検討する



WP6 物資係

業務の目的

- 事前に流通事業者団体等と協定を結び、物資の調達、輸送、整理・梱包する「物資の拠点」を具体的に確保するための物資供給計画を準備する
- 各避難所までの配送ルートを確保するとともに、避難所での物資保管場所等を決めておく必要がある



確認テスト

No	問題
1	発災直後は、避難者ニーズに応じて避難所から要請し、物資確保・配送を行う。
2	食料・物資の確保と提供は、避難所内の避難者に限定して行う。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」で
お考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	発災直後は、避難者ニーズに応じて避難所から要請し、物資確保・配送を行う。	×	発災直後はプッシュ型での物資配送となる。WP4の「業務の目的」の1項目を参照。
2	食料・物資の確保と提供は、避難所内の避難者に限定して行う。	×	在宅避難者も対象である。WP4の「業務の目的」の2項目を参照。



WP5

食料 係



WP5 食料係

業務の目的

- 女性、子育て世代、介護をしている人、障害者や持病をもつ当事者などの意見を取り入れ、物資の要請・確保を行う
- 避難所における「食物アレルギー」「介護食」等、配慮が必要な者に対応した食料品等の特別ニーズへの対応を実施する
- 飲料水の確保が済んだら、生活用水(飲料水以外に生活に必要な水)の確保についても検討する
- 避難生活が長期化すれば温かい食事の提供や栄養管理についても検討する

主な業務

- 1.4.1 食料管理(食料等の確保を実施する)



1.4.1 食料管理(食料等の確保を実施する)

- 1.4.1.1 地域の資源(食料等)の活用を実施する
- 1.4.1.2 備蓄物資の配布を実施する
- 1.4.1.3 アレルギー対応等特別食の確保を実施する
- 1.4.1.4 避難所・在宅避難者別に必要食数の報告を実施する
- 1.4.1.5 食料の数量管理、衛生的な保管状態を確保する
- 1.4.1.6 炊出し実施のための調理器具や食材を確保する
- 1.4.1.7 個人属性に応じた栄養面への配慮を実施する



確認テスト

No	問題
1	避難所の物資の要請・確保を行う際には、女性、子育て世代、介護をしている人、障害者や持病をもつ当事者などの意見を取り入れる。
2	避難所では、「食物アレルギー」「介護食」等特別なニーズへの対応はしない。
3	避難所では、飲料水が確保できたら生活用水の確保は不要である。
4	避難生活が長期化した場合は、暖かい食事の提供や栄養管理についても検討する。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	避難所の物資の要請・確保を行う際には、女性、子育て世代、介護をしている人、障害者や持病をもつ当事者などの意見を取り入れる。	○	WP5の「業務の目的」の1項目を参照。
2	避難所では、「食物アレルギー」「介護食」等特別なニーズへの対応はしない。	×	特別なニーズにも対応する。 WP5の「業務の目的」の2項目を参照。
3	避難所では、飲料水が確保できたら生活用水の確保は不要である。	×	飲料水の確保後、生活用水の確保も検討する。 WP5の「業務の目的」の3項目を参照。
4	避難生活が長期化した場合は、暖かい食事の提供や栄養管理についても検討する。	○	WP5の「業務の目的」の4項目を参照。



WP6

物資 係



WP6 物資係

業務の目的

- 事前に流通事業者団体等と協定を結び、物資の調達、輸送、整理・梱包する「物資の拠点」を具体的に確保するための物資供給計画を準備する
- 各避難所までの配送ルートを確保するとともに、避難所での物資保管場所等を決めておく必要がある

主な業務

- 1.4.2 物資管理(物資の受け入れ体制を整備する)



1.4.2 物資管理(物資の受け入れ体制を整備する)

- 1.4.2.1 物資供給計画を作成する
- 1.4.2.2 物資の積おろし場所・ルートを確保する
- 1.4.2.1 物資の保管場所を確保する
- 1.4.2.2 物資の要請を実施する
- 1.4.2.5 物資の管理を実施する
- 1.4.2.6 在宅避難者用物資の配布体制を確保する



確認テスト

No	問題
1	物資の調達、輸送、整理・梱包する「物資の拠点」を具体的に確保するためには、物資供給計画の準備が必要である。
2	届けられた物資は、そのまま避難者に配布されるため、避難所内で物資保管場所等の確保は必要ない。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」で
お考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	物資の調達、輸送、整理・梱包する「物資の拠点」を具体的に確保するためには、物資供給計画の準備が必要である。	○	WP6の「業務の目的」の1項目を参照。
2	届けられた物資は、そのまま避難者に配布されるため、避難所内で物資保管場所等の確保は必要ない。	×	物資保管場所等の確保は必要。 WP6の「業務の目的」の2項目を参照。



WP7 トイレ 班



WP7 トイレ班

業務の目的

- 避難生活における多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらし、同時に不快な思いをする被災者を増やすことになり、人としての尊厳を傷つけることになりかねないトイレの確保に取り組む
- トイレの課題における関係部局の連携により、事前の取り組みを進める

主な関係者

- WP8 トイレ確保係
- WP9 トイレ環境維持係



WP8 トイレ確保係

業務の目的

- 災害時の過程において、段階的に携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレを確保活用する
- 避難者数や利用者数を勘案し、適切な数のトイレを確保する
- 女性・子ども・高齢者・障害者等に配慮し、必要なトイレを確保する



WP9 トイレ環境維持係

業務の目的

- トイレにおける清潔な環境を維持し、感染症等、二次被害を抑制する
- 誰もが気持ちよくトイレを使うために、多様な主体がリーダーシップを発揮できるトイレの環境維持体制にする
- 避難者やボランティア等の支援者の力を借りてトイレの環境維持を実施する



確認テスト

No	問題
1	避難生活における多くの健康被害と衛生環境の悪化を防ぐためには、トイレの確保が必要である。
2	避難所のトイレの課題は、専門的に取り組む必要があるため、特定の課が事前の取り組みを進める。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	避難生活における多くの健康被害と衛生環境の悪化を防ぐためには、トイレの確保が必要である。	○	WP7の「業務の目的」の1項目を参照。
2	避難所のトイレの課題は、専門的に取り組む必要があるため、特定の課が事前の取り組みを進める。	×	特定の課ではなく、関係部局が連携して取組む。WP7の「業務の目的」の2項目を参照。



WP8

トイレ確保 係



WP8 トイレ確保係

業務の目的

- 災害時の過程において、段階的に携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレを確保活用する
- 避難者数や利用者数を勘案し、適切な数のトイレを確保する
- 女性・子供・高齢者・障害者等に配慮し、必要なトイレを確保する

主な業務

- 1.5.1 多重的に災害用トイレを確保する
- 1.5.2 既設トイレの活用と不足するトイレの把握を実施する
- 1.5.3 トイレの使用ルールを確立する



1.5.1

多重的に災害用トイレを確保する

1.5.1.1

備蓄している災害用トイレを避難所に届ける手段を確保する

1.5.1.2

各避難所のトイレの不足数を把握する

1.5.1.3

簡易トイレ(段ボール式等の組立式を含む)の使用環境を確保する

1.5.1.4

要配慮者専用トイレを確保する

1.5.1.5

仮設トイレ(組立式トイレを含む)の使用環境を確保する

携帯トイレ
(保管・回収)



簡易トイレ
(保管・回収)



仮設トイレ (汲み取り)



写真:内閣府(防災担当)「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」
(平成28年4月)



1.5.2

既設トイレの活用と不足するトイレの把握を実施する

1.5.2.1

既設トイレの使用可能な個室(便器)を確認する

1.5.2.2

既設トイレの水洗トイレの使用禁止などの措置を実施する

1.5.2.1

備蓄してある携帯・簡易・組立式トイレを設置する

1.5.2.2

マンホールトイレの使用環境を確保する

1.5.2.5

避難者人数と使用できるトイレの数から、不足するトイレ(便器)数を把握し、要請を実施する

1.5.2.6

トイレの利用状況(並んでいないか、待ち時間はあるのか等)を把握する

①目標とするトイレの数

(計算式) 最大想定避難者数 (a) ÷ 50

○過去の災害や国際基準等から、避難者 50 人あたりに便器が 1 つあると、トイレに長い時間並ぶことなく使用することが可能となり、被災者の健康管理上、確保を目指しましょう。また、女性用対男性用の割合は 3 : 1 が理想的であると言われています。

②既設トイレの洋式便器の数

避難所内で、避難者に解放することが可能なトイレのうち、洋式便器の数を事前に調べて記入しましょう。ただし、災害時にこの便器が全て使えるとは限りません。発災直後には、個室、便器等に被害が無いかチェックして、使用の可否を判断しましょう。

③既設トイレのバリアフリートイレの数

障害者や高齢者の方が避難所で使用するトイレは、一般的のトイレとは別に確保する必要があるため、事前に各避難所のトイレの状況を確かめましょう。また、発災後は避難者の状況に応じての確保に努めましょう。

④不足する便器の数

(計算式) ①目標とする洋式便器数 - ②既設トイレの洋式便器数

○備蓄や流通在庫等を組み合わせて、不足する便器の数を確保する手段を検討しましょう。全てを備蓄で賄うことは困難であり、発災後の避難者のニーズに応じて確保することも重要であるため、レンタル業者等との協定も検討しましょう。

○上記計算では洋式便器の数だけを用いているが、これは、携帯トイレがあれば使用できることと、高齢者等足が悪い方や幼児等、誰もが使用しやすいためである。

○和式便器の場合には、便器を板等で封鎖し、段ボール製等の簡易トイレ（組立式）を用意すれば、個室の活用ができる。

○ライフラインの復旧目安等を考慮して、配備するトイレの種類やマンホールトイレの整備等を検討しましょう。

図：内閣府(防災担当)「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」
(平成28年4月)

1.5.3 トイレの使用ルールを確立する

1.5.3.1 トイレの使用ルールの周知、掲示を実施する

1.5.3.2 トイレ専用の履物を確保する

1.5.3.3 正しい手洗い方法の周知、掲示を実施する

1.5.3.4 トイレの男女別をわかりやすくする表示を実施する

1.5.3.5 トイレの防犯対策を使用者に呼びかけを実施する

1.5.3.6 女性や要配慮者に意見を求め、改善を実施する

トイレ使用ルール(例1)

1 既設トイレを使用する場合（水を確保して使用している場合）

- * トイレットペーパーを使用した場合は、詰まる可能性がありますので、便器に流さず、備え付けのゴミ箱に捨ててください。
捨てた後は、必ずふたを閉めてください。
- * トイレを使用したら、ポリバケツに汲み置きしてある水（流し用）を使用し、流してください。
- * 皆さんのが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- * ポリバケツに汲み置きしている水は、手洗いには使用しないでください。
手洗いは、手洗い場に備え付けてある水（手洗い用）を使用してください。
大勢が使用する水ですので、節水を心がけましょう。
- * 水汲みやトイレ掃除は、避難者全員による当番で行います。
グループごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。
水がなくなりそうな場合は、当番にかかわらず、気づいた人達で協力して水汲みを行いましょう。

図：兵庫県避難所等におけるトイレ対策検討会
「避難所等におけるトイレ対策の手引き」(平成26年4月)



確認テスト

No	問題
1	災害時の過程において、避難所のトイレは、 マンホールトイレ、仮設トイレ、簡易トイレ、 携帯トイレの順で段階的に確保し、活用する。
2	災害時に確保すべき避難所のトイレの適切 な数は、避難者数や利用者数を勘案して 設定する。
3	避難所では、女性・子ども・高齢者・障害者 等に配慮し、必要なトイレを確保する。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」で
お考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	災害時の過程において、避難所のトイレは、 マンホールトイレ、仮設トイレ、簡易トイレ、 携帯トイレの順で段階的に確保し、活用する。	×	携帯トイレ、簡易トイレ、 仮設トイレ、マンホールトイ レの順である。 WP8の「業務の目的」の 1項目を参照。
2	災害時に確保すべき避難所のトイレの適切 な数は、避難者数や利用者数を勘案して 設定する。	○	WP8の「業務の目的」の 2項目を参照。
3	避難所では、女性・子ども・高齢者・障害者 等に配慮し、必要なトイレを確保する。	○	WP8の「業務の目的」の 3項目を参照。



WP9

トイレ環境維持 係



WP9 トイレ環境維持係

業務の目的

- トイレにおける清潔な環境を維持し、感染症等、二次被害を抑制する
- 誰もが気持ちよくトイレを使うために、多様な主体がリーダーシップを発揮できるトイレの環境維持体制にする
- 避難者やボランティア等の支援者の力を借りてトイレの環境維持を実施する

主な業務

- 1.5.4 トイレの使用環境の改善を実施する
- 1.5.5 トイレの特別ニーズ対応を実施する
- 1.5.6 トイレの清潔な衛生環境を確保する



1.5.4

トイレの使用環境の改善を実施する

- 1.5.4.1 高齢者、障害者用トイレの動線の安全性を確保する
- 1.5.4.2 おむつや生理用品等を確保する
- 1.5.4.3 ウェットティッシュ、消毒液(手指消毒用・環境整備用)、消臭剤を確保する
- 1.5.4.4 おむつや生理用品のサニタリーボックスを確保する
- 1.5.4.5 防犯対策としてトイレの中と外に照明を確保する
- 1.5.4.6 仮設トイレ・マンホールトイレの防犯対策(施錠、防犯ブザー等)を実施する
- 1.5.4.7 手すりの設置・段差の解消を実施する
- 1.5.4.8 子供用のトイレ(便座)を確保する



1.5.5

トイレの特別ニーズ対応を実施する

- 1.5.5.1 トイレに行くのに配慮が必要な人等の把握を実施する
- 1.5.5.2 配慮が必要な方のボランティアの要請を実施する
- 1.5.5.3 感染症患者が出たときの専用トイレを確保する
- 1.5.5.4 装具交換やおむつ交換のための折り畳み台を検討する
- 1.5.5.5 人工肛門・人工膀胱保有者のための装具交換スペースを検討する
- 1.5.5.6 トイレの待合スペース・雨風日除けの確保を検討する



1.5.6 トイレの清潔な衛生環境を確保する

- 1.5.6.1 手洗い用の水・石鹼を確保する
- 1.5.6.2 手指消毒液を確保する
- 1.5.6.3 トイレ責任者とトイレ掃除当番を決めて役割分担を実施する
- 1.5.6.4 トイレの掃除用具・使い捨て手袋・マスク・作業着等を確保する
- 1.5.6.5 防虫・除虫対策を実施する



トイレの衛生面を考慮し、履物を変えている（気仙沼市）



トイレ掃除当番表をつくって管理（気仙沼市）



仮設トイレは避難者が交代で清掃
(陸前高田市)



消毒とうがいの徹底
(常総市)



(気仙沼市)



若い人がトイレ清掃ボランティア
(釜石市)

写真(常総市):
認定NPO法人レスキューストックヤード
写真(その他):
日本トイレ研究所

写真:内閣府(防災担当)「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成28年4月)



内閣府 ガイドライン

内閣府(防災担当)「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月) p.35 より作成

確認テスト

No	問題
1	避難所のトイレ環境を清潔に維持することは、感染症等、二次被害の抑制につながる。
2	避難所の誰もが気持ちよくトイレを使うためには、環境維持体制の確保が重要である。
3	避難所のトイレの環境維持は、避難者ではなくボランティアが担当して実施する。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	避難所のトイレ環境を清潔に維持することは、感染症等、二次被害の抑制につながる。	○	WP9の「業務の目的」の1項目を参照。
2	避難所の誰もが気持ちよくトイレを使うためには、環境維持体制の確保が重要である。	○	WP9の「業務の目的」の2項目を参照。
3	避難所のトイレの環境維持は、避難者ではなくボランティアが担当して実施する。	×	避難者の力も借りる。 WP9の「業務の目的」の3項目を参照。



WP10

環境衛生

班



WP10 環境衛生班

業務の目的

- 発災直後から衛生環境に取り組み、避難者の健康を維持する
- 関係部局との連携及び専門的指導を得て、万全の体制を整える
- 地域住民やボランティアの協力を得るため、平時から準備しておく
- 食料(生鮮品、弁当等)の取り扱いに十分注意し、食中毒の発生を防ぐ

主な関係者

- WP11 ゴミ収集・清掃係
- WP12 食品管理係



WP11 ゴミ収集・清掃係

業務の目的

- 避難所のごみ収集体制を確保し、分別収集や決められた集積場所に排出するとともに、防臭・防虫に気を付け、様々な感染症のリスクを抑える
- 避難所を清掃し、避難者の健康維持に取り組む



WP12 食品管理係

業務の目的

- 食中毒の発生を防ぐため、食料品の取り扱いに十分注意する



確認テスト

No	問題
1	発災直後から自然環境に取り組み、避難者の健康を維持する。
2	地域住民やボランティアの協力を得るため、災害時に準備する。
3	食料(生鮮品、弁当等)の取り扱いに十分注意し、食中毒の発生を防ぐ

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	発災直後から自然環境に取り組み、避難者の健康を維持する。	×	衛生環境に取り組む。 WP10の「業務の目的」の 1項目を参照。
2	地域住民やボランティアの協力を得るため、災害時に準備する。	×	平時から準備しておく。 WP10の「業務の目的」の 2項目を参照。
3	食料(生鮮品、弁当等)の取り扱いに十分注意し、食中毒の発生を防ぐ	○	WP10の「業務の目的」の 3項目を参照。



WP11

ゴミ収集・清掃 係



WP11 ゴミ収集・清掃係

業務の目的

- 避難所のごみ収集体制を確保し、分別収集や決められた集積場所に排出するとともに、防臭・防虫に気を付け、様々な感染症のリスクを抑える
- 避難所を清掃し、避難者の健康維持に取り組む

主な業務

- 2.1.1 ゴミ集積場所を確保する
- 2.1.2 避難所の掃除を実施する



2.1.1 ゴミ集積場所を確保する

- 2.1.1.1 ゴミの集積場所を決める
- 2.1.1.2 ゴミ袋の設置を実施する
- 2.1.1.3 ゴミの集積場所を周知する
- 2.1.1.4 避難所ゴミの収集体制を確保する
- 2.1.1.5 ゴミ袋、防臭・防虫剤を確保する



(脚) 消防科学総合センター
<http://www.rccf.go.jp/>

2.1.2 避難所の掃除を実施する

2.1.2.1 避難所の掃除を実施する

2.1.2.2 寝具などの整理整頓を実施する



確認テスト

No	問題
1	避難所のごみ収集体制を確保し、一括収集して周辺の空き地に排出するとともに、防臭・防虫に気を付け、様々な感染症のリスクを抑える。
2	避難所を清掃し、避難者の健康維持に取り組む。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」で
お考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	避難所のごみ収集体制を確保し、一括収集して周辺の空き地に排出するとともに、防臭・防虫に気を付け、様々な感染症のリスクを抑える。	×	分別収集や決められた集積場所に排出する。 WP11の「業務の目的」の1項目を参照。
2	避難所を清掃し、避難者の健康維持に取り組む。	○	WP11の「業務の目的」の2項目を参照。



WP12

食品管理 係



WP12 食品管理係

業務の目的

- 食中毒の発生を防ぐため、食料品の取り扱いに十分注意する

主な業務

- 2.1.3 食品の管理を実施する



2.1.3 食品の管理を実施する

- 2.1.3.1 食品の管理方法・手洗い・調理前の健康チェック方法を確立する
- 2.1.3.2 食品の管理方法の徹底を実施する
- 2.1.3.3 手洗いの徹底を実施する
- 2.1.3.4 炊出し等調理をする人の健康チェックを実施する



確認テスト

No	問題
1	食中毒の発生を防ぐため、食料品の取り扱いに十分注意する。
2	炊出し等調理をする人の私物チェックを実施する

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」で
お考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	食中毒の発生を防ぐため、食料品の取り扱いに十分注意する。	○	WP12の「業務の目的」の1項目を参照。
2	炊出し等調理をする人の私物チェックを実施する	×	健康チェックを実施する WP12の「業務の目的」の2項目を参照。



WP13

健康管理

班



WP13 健康管理班

業務の目的

- 避難者の健康管理のため、持病の悪化防止、新たな病気の発症防止等の二次被害を予防する

主な関係者

- WP14 健康管理係
- WP15 環境対策係



WP14 健康管理係

業務の目的

- 避難者の健康維持に努めるため、市町村内外の「医療・保健・福祉専門職の巡回・派遣」による避難者の健康チェック・管理等を定期的に実施する
- 健康チェック・管理等の結果等に気を配り、巡回医師等の指導を仰ぎ、専門施設等へ適切に橋渡しできる体制を確保する



WP15 環境対策係

業務の目的

- 避難所の衛生的な環境対策に取り組むため、特に衛生部局を中心とし、危機管理部局、避難所運営責任者がしっかりと連携する
- 万全の体制で取り組めるよう、地域住民やボランティアの協力も得られる体制を、平時から準備しておく



確認テスト

No	問題
1	避難者の健康管理のため、持病の悪化防止、新たな病気の発症防止等の二次被害を予防する。
2	避難所の衛生的な環境対策に取り組むため、特に専門の委託業者を中心に、関係機関がしっかりと連携する。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	避難者の健康管理のため、持病の悪化防止、新たな病気の発症防止等の二次被害を予防する。	○	WP13の「業務の目的」の1項目を参照。
2	避難所の衛生的な環境対策に取り組むため、特に専門の委託業者を中心に、関係機関がしっかりと連携する。	×	衛生部局を中心に、危機管理部局、避難所運営責任者が連携する WP13の「業務の目的」の2項目を参照。



WP14

健康管理

係



WP14 健康管理係

業務の目的

- 避難者の健康維持に努めるため、市町村内外の「医療・保健・福祉専門職の巡回・派遣」による避難者の健康チェック・管理等を定期的に実施する
- 健康チェック・管理等の結果等に気を配り、巡回医師等の指導を仰ぎ、専門施設等へ適切に橋渡しできる体制を確保する

主な業務

- 2.2.1 避難者の健康管理体制を確保する



2.2.1 避難者の健康管理体制を確保する

- 2.2.1.1 避難者の健康管理シートを作成する
- 2.2.1.2 救護所や医療巡回受け入れスペースの設置を検討する
- 2.2.1.3 医師・看護師の巡回・派遣体制を確保する
- 2.2.1.4 保健師・福祉専門職の巡回・派遣体制を確保する
- 2.2.1.5 心のケア専門職能ボランティアの巡回・派遣体制を確保する
- 2.2.1.6 正しい口腔ケアの周知・指導を実施する
- 2.2.1.7 妊婦健診、乳児健診の情報提供を実施する
- 2.2.1.8 健康相談窓口を設置する



確認テスト

No	問題
1	避難者の健康維持に努めるため、市町村内外の「医療・保健・福祉専門職の巡回・派遣」による避難者の財産チェック・管理等を定期的に実施する。
2	健康チェック・管理等の結果等に気を配り、巡回医師等の指導を仰ぎ、専門施設等へ適切に橋渡しできる体制を確保する。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	避難者の健康維持に努めるため、市町村内外の「医療・保健・福祉専門職の巡回・派遣」による避難者の財産チェック・管理等を定期的に実施する。	×	健康チェックを実施する。WP14の「業務の目的」の1項目を参照。
2	健康チェック・管理等の結果等に気を配り、巡回医師等の指導を仰ぎ、専門施設等へ適切に橋渡しできる体制を確保する。	○	WP14の「業務の目的」の2項目を参照。



WP15

環境対策 係



WP15 環境対策係

業務の目的

- 避難所の衛生的な環境対策に取り組むため、特に衛生部局を中心に、危機管理部局、避難所運営責任者がしっかりと連携する
- 万全の体制で取り組めるよう、地域住民やボランティアの協力も得られる体制を、平時から準備しておく

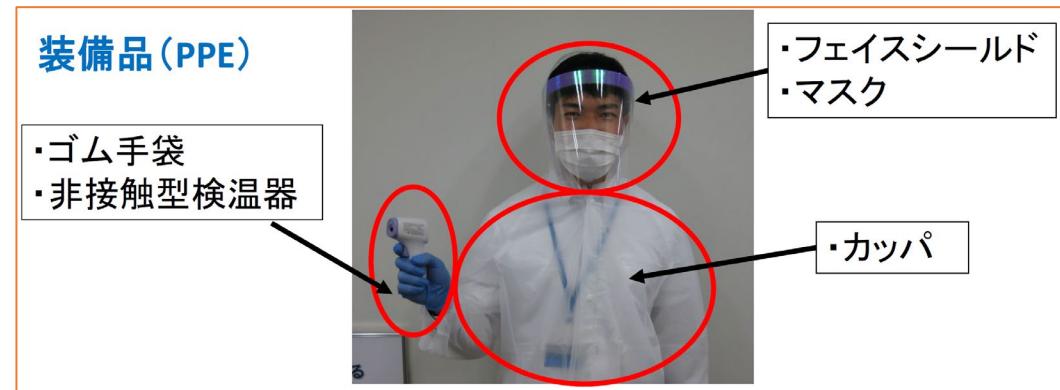
主な業務

- 2.2.2 感染症対策(インフルエンザ、ノロウィルス等)を実施する
- 2.2.3 その他病気対策を実施する
- 2.2.4 暑さ・寒さ対策を検討する



2.2.2 感染症対策(インフルエンザ、ノロウィルス等)を実施する

- 2.2.2.1 感染症予防の重要性を確認する
- 2.2.2.2 避難所の換気を実施する
- 2.2.2.3 感染症予防を実施する
- 2.2.2.4 感染症患者が出た時の対応を検討する
- 2.2.2.5 感染症患者が出た時の部屋を確保する



新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(令和3年6月16日)



2.2.3 その他病気対策を実施する

- 2.2.3.1 食中毒対策を実施する
- 2.2.3.2 生活不活発病対策として体操などを実施する
- 2.2.3.3 持病の悪化防止を実施する
- 2.2.3.4 エコノミークラス症候群対策を実施する
- 2.2.3.5 エコノミークラス症候群防止のための弾性ストッキングの配布を検討する
- 2.2.3.6 熱中症対策を実施する



2.2.4 暑さ・寒さ対策を検討する

- 2.2.4.1 必要と判断される時には防寒着を確保する
- 2.2.4.2 採光量の調節(暑いときは日光の直射を避ける)を実施する
- 2.2.4.3 冷暖房器具を確保する
- 2.2.4.4 空調の早期復旧を検討する
- 2.2.4.5 食料の温度管理に配慮を実施する
- 2.2.4.6 必要とあれば害虫対策を検討する



暑さ対策:スポットクーラー



寒さ対策:保温性の高いシート



確認テスト

No	問題
1	避難所の衛生的な環境対策に取り組むため、特に衛生部局を中心に、危機管理部局、避難所運営責任者がしっかりと連携する。
2	万全の体制で取り組めるよう、地域住民やボランティアの協力も得られる体制を、平時から準備しておく。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	避難所の衛生的な環境対策に取り組むため、特に衛生部局を中心に、危機管理部局、避難所運営責任者がしっかりと連携する。	○	WP15の「業務の目的」の1項目を参照。
2	万全の体制で取り組めるよう、地域住民やボランティアの協力も得られる体制を、平時から準備しておく。	○	WP15の「業務の目的」の2項目を参照。



WP16

居住環境維持向上

班



WP16 居住環境維持向上班

業務の目的

- 狹い避難所での寝泊りからのストレス等、静脈血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)を引き起こさないため、住居環境に取り組む

主な関係者

- WP17 寝床係
- WP18 衣類係
- WP19 入浴係



WP17 寝床係

業務の目的

- エコノミークラス症候群を引き起こさないため、初動は寒さ暑さの緩和に努め、床に長期的に横たわらせないよう配慮する
- マットや段ボール仕様等の簡易ベッドの導入を目指し、埃等を吸い込むなどの健康被害に配慮する



WP18 衣類係

業務の目的

- 着の身着のままで避難してきた被災者に対し、下着の確保や、性別や年齢などに応じた衣類の配慮をする
- 状況が落ち着いた後、被災者自らが洗濯できる環境を目指す



WP19 入浴係

業務の目的

- 感染症等の予防のため、水害等で汚水に侵された場合等、既存の入浴施設の活用や仮設風呂の調達等、状況に応じて適切な対応を検討する
- 仮設風呂等において、水分補給や前後の健康チェックに配慮する



確認テスト

No	問題
1	狭い避難所での寝泊りからのストレス等、避難者間のトラブルを引き起こさないため、住居環境に取り組む。
2	マットや段ボール仕様等の簡易ベッドの導入を目指し、長期避難生活を可能にする。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	狭い避難所での寝泊りからのストレス等、避難者間のトラブルを引き起こさないため、住居環境に取り組む。	×	静脈血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)を引き起こさないため。WP16の「業務の目的」の1項目を参照。
2	マットや段ボール仕様等の簡易ベッドの導入を目指し、長期避難生活を可能にする。	×	埃等を吸い込むなどの健康被害に配慮する。WP16の「業務の目的」の2項目を参照。



WP17

寝床

係



WP17 寝床係

業務の目的

- エコノミークラス症候群を引き起こさないため、初動は寒さ暑さの緩和に努め、床に長期的に横たわらせないよう配慮する
- マットや段ボール仕様等の簡易ベッドの導入を目指し、埃等を吸い込むなどの健康被害に配慮する

主な業務

- 2.3.1 寝床の改善を実施する



2.3.1 寝床の改善を実施する

- 2.3.1.1 床に直接寝ることでアレルギーや喘息等が悪化する危険性を認識する
- 2.3.1.2 床に直接寝ることでエコノミークラス症候群発症の危険性を認識する
- 2.3.1.3 寝具として毛布を確保する
- 2.3.1.4 敷布としてのブルーシート、段ボールを確保する
- 2.3.1.5 間仕切りを確保する
- 2.3.1.6 布団・エアマットなどの寝具の設置を検討する
- 2.3.1.7 置・カーペットの設置を検討する
- 2.3.1.8 段ボールベッド等簡易ベッドの設置を検討する



確認テスト

No	問題
1	エコノミークラス症候群を引き起こさないため、初動は寒さ暑さの緩和に努め、床に長期的に横たわらせないよう配慮する。
2	寝袋の導入を目指し、埃等を吸い込むなどの健康被害に配慮する。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」で
お考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	エコノミークラス症候群を引き起こさないため、初動は寒さ暑さの緩和に努め、床に長期的に横たわらせないよう配慮する。	○	WP17の「業務の目的」の1項目を参照。
2	寝袋の導入を目指し、埃等を吸い込むなどの健康被害に配慮する。	×	マットや段ボール仕様等の簡易ベッドの導入を目指す。 WP17の「業務の目的」の2項目を参照。



WP18

**衣類
係**



WP18 衣類係

業務の目的

- 着の身着のままで避難してきた被災者に対し、下着の確保や、性別や年齢などに応じた衣類の配慮をする
- 状況が落ち着いた後、被災者自らが洗濯できる環境を目指す

主な業務

- 2.4.1 衣類確保のための留意点を確認する



2.4.1 衣類確保のための留意点を確認する

- 2.4.1.1 避難者の属性に応じた下着類を確保する
- 2.4.1.2 体や季節に合った衣類を確保する
- 2.4.1.3 仮設洗濯場(洗濯機・乾燥機)を確保する
- 2.4.1.2 洗濯干し場を確保する
- 2.4.1.5 洗濯洗剤等を確保する



確認テスト

No	問題
1	着の身着のままで避難してきた被災者に対し、下着の確保や、性別や年齢などに応じた衣類の配慮をする。
2	状況が落ち着いた後、業者らが洗濯できる環境を目指す。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」で
お考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	着の身着のままで避難してきた被災者に対し、下着の確保や、性別や年齢などに応じた衣類の配慮をする。	○	WP18の「業務の目的」の1項目を参照。
2	状況が落ち着いた後、業者らが洗濯できる環境を目指す。	×	被災者自らが洗濯できる 被災者自らが洗濯できる 環境。 WP18の「業務の目的」の 2項目を参照。



WP19

**入浴
係**



WP19 入浴係

業務の目的

- 感染症等の予防のため、水害等で汚水に侵された場合等、既存の入浴施設の活用や仮設風呂の調達等、状況に応じて適切な対応を検討する
- 仮設風呂等において、水分補給や前後の健康チェックに配慮する

主な業務

- 2.5.1 入浴を検討する



2.5.1 入浴を検討する

- 2.5.1.1 旅館・銭湯等の民間事業者との協定締結を実施する
- 2.5.1.2 汚水に侵された時は汚れ落としを実施する
- 2.5.1.3 体を拭くための使い捨てタオル等を確保する
- 2.5.1.4 シャワーを浴びることができる環境を確保する
- 2.5.1.5 風呂に入ることができる環境を確保する
- 2.5.1.6 シャワー・風呂の前後の健康管理に留意できる環境を確保する



確認テスト

No	問題
1	感染症等の予防のため、水害等で汚水に侵された場合等、既存の入浴施設の活用や仮設風呂の調達等、状況に応じて適切な対応を検討する。
2	仮設風呂等において、水分補給や前後の健康チェックに配慮する。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	感染症等の予防のため、水害等で汚水に侵された場合等、既存の入浴施設の活用や仮設風呂の調達等、状況に応じて適切な対応を検討する。	<input checked="" type="radio"/>	WP19の「業務の目的」の1項目を参照。
2	仮設風呂等において、水分補給や前後の健康チェックに配慮する。	<input checked="" type="radio"/>	WP19の「業務の目的」の2項目を参照。



WP20

要配慮者

係



WP20 要配慮者係

業務の目的

- 避難所におけるスペースの確保や、避難者全員で見守る体制づくりを整え、配慮が必要な方等の体調が悪くならないようにする
- 体調管理を継続的に行うため、外国人への配慮を含め、避難所の関係者間で、要配慮者の状態・ニーズについて情報共有を図る
- 当事者の方と話し合う機会を設けるなど、どのような困難に直面しているか把握する

主な業務

- 3.1.1 配慮が必要な方への対応を実施する
- 3.1.2 避難者の滞在可能性の検討を実施する
- 3.1.3 ボランティアニーズの把握を実施する
- 3.2.1 女性における衛生面・保安面に配慮を実施する
- 3.2.2 女性の活躍環境を確保する



3.1.1 配慮が必要な方への対応を実施する

- 3.1.1.1 配慮が必要な人の状況を把握するため、本人や家族からの聞き取りを実施する
- 3.1.1.2 段差の解消など環境整備を検討する
- 3.1.1.3 避難者同士の見守り体制を確保する
- 3.1.1.4 外国語による避難所内情報の提供を検討する
- 3.1.1.5 心のケア専門職能ボランティアの巡回・派遣体制を確保する
- 3.1.1.6 心のケアイベント・サロン活動等を検討する



3.1.2 避難者の滞在可能性の検討を実施する

- 3.1.2.1 福祉避難所への移動を検討する
- 3.1.2.2 福祉避難所への移動手段を確保する
- 3.1.2.3 施設・病院への入院・入所を検討する
- 3.1.2.4 施設・病院への入院・入所手続きを手配する



福祉避難所への移送



福祉避難所への移送



3.1.3 ボランティアニーズの把握を実施する

- 3.1.3.1 避難者のボランティアニーズの把握を実施する
- 3.1.3.2 在宅避難者のボランティアニーズの把握を実施する
- 3.1.3.3 ボランティアの要請を実施する
- 3.1.3.4 ボランティア受入を実施する
- 3.1.3.5 受入れ済みボランティアが一目でわかる目印を検討する



現地に到着したボランティアバスの様子
写真提供：特定非営利活動法人みえ防災市民会議



避難所での足湯の様子（新潟県刈羽村）
写真提供：菅磨志保



3.2.1 女性における衛生面・保安面に配慮を実施する

- 3.2.1.1 女性、妊産婦などが避難生活をする際に備えるべきことを確認する
- 3.2.1.2 女性特有の物資(生理用品)の確保を実施する
- 3.2.1.3 女性用更衣室/スペースの設置を実施する
- 3.2.1.4 授乳室/スペース等の設置を実施する
- 3.2.1.5 母子(妊婦・乳児)避難スペースの設置を検討する
- 3.2.1.6 キッズスペース(子供の遊び場)の設置を検討する



3.2.2 女性の活躍環境を確保する

- 3.2.2.1 性別配慮について意見が反映できる環境を確保する
- 3.2.2.2 困りごと相談窓口の設置(女性やボランティアの協力を得る)を実施する
- 3.2.2.3 家庭的ニーズの積極的な掘り起しを実施する
- 3.2.2.4 安心して話せる女性だけの場の確保を検討する



男女が対等に意見を出し合えることが重要



お茶を飲みながらの自由な語らいの場



確認テスト

No	問題
1	避難所におけるスペースの確保や、自治体職員のみで見守る体制づくりを整え、配慮が必要な方等の体調が悪くならないようにする。
2	体調管理を継続的に行うため、外国人への配慮を含め、避難所の関係者間で、要配慮者の状態・ニーズについて情報共有を図る。
3	当事者の方と話し合う機会を設けるなど、どのような夢を持っているか把握する。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	避難所におけるスペースの確保や、自治体職員のみで見守る体制づくりを整え、配慮が必要な方等の体調が悪くならないようにする。	×	避難者全員で見守る体制。 WP20の「業務の目的」の1項目を参照。
2	体調管理を継続的に行うため、外国人への配慮を含め、避難所の関係者間で、要配慮者の状態・ニーズについて情報共有を図る。	○	WP20の「業務の目的」の2項目を参照。
3	当事者の方と話し合う機会を設けるなど、どのような夢を持っているか把握する。	×	どのような困難に直面しているか把握する。 WP20の「業務の目的」の3項目を参照。



WP21

防犯 係



WP21 防犯係

業務の目的

- 災害時における治安維持のため、消防団・自警団等による地域の見守り体制の強化、警察の巡回要請、女性・子供に対する性犯罪防止策、相談体制強化等を検討する

主な業務

- 3.3.1 避難所・地域の防犯対策を実施する



3.3.1 避難所・地域の防犯対策を実施する

- 3.3.1.1 平常の防犯活動を確認する
- 3.3.1.2 避難者同士の見守り体制を確保する
- 3.3.1.3 仮設トイレ・マンホールトイレの防犯対策(施錠、防犯ブザー等)を実施する
- 3.3.1.4 特に女性においては、トイレ・仮設風呂付近での性犯罪発生防止を実施する
- 3.3.1.5 地域の防犯・見守り体制を確保する
- 3.3.1.6 警察の巡回・派遣体制を確保する
- 3.3.1.7 自警団等の結成を実施する



避難者に声掛けを行う女性警察官

(平成 28 年 4 月 19 日)



確認テスト

No	問題
1	災害時における遊興維持のため、消防団・自警団等による地域の見守り体制の強化、警察の巡回要請、女性・子供に対する性犯罪防止策、相談体制強化等を検討する。
2	平常の遊興活動を確認する。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」で
お考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	災害時における遊興維持のため、消防団・自警団等による地域の見守り体制の強化、警察の巡回要請、女性・子供に対する性犯罪防止策、相談体制強化等を検討する。	×	治安維持のため。 WP21の「業務の目的」の 1項目を参照。
2	平常の遊興活動を確認する。	×	防犯活動を確認する。 WP21の「業務の目的」の 2項目を参照。



WP22

ペット 係



WP22 ペット係

業務の目的

- 共同生活を送る避難所において、動物が苦手な人や動物アレルギーを持っている人に対し、共生できる環境に配慮する

主な業務

- 3.4.1 ペットの滞在ルールの確立を検討する



3.4.1 ペットの滞在ルールの確立を検討する

- 3.4.1.1 ペット同伴避難のルールを確認する
- 3.4.1.2 ペット滞在ルールの確立を検討する
- 3.4.1.3 ペット滞在ルールの周知、掲示を実施する
- 3.4.1.4 ペット滞在場所の設置を検討する



校舎内にペットスペースを確保



確認テスト

No	問題
1	共同生活を送る避難所において、動物が苦手な人や動物アレルギーを持っている人に対し、退出するように配慮する。
2	ペット排除の避難ルールを確認する。

問題文が正しい場合は「○」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト（解答）

No	問題	正解	掲載箇所
1	共同生活を送る避難所において、動物が苦手な人や動物アレルギーを持っている人に対し、退出するように配慮する。	×	共生できる環境に配慮する。 WP22の「業務の目的」の1項目を参照。
2	ペット排除の避難ルールを確認する。	×	ペット同伴避難のルール。 WP22の「業務の目的」の2項目を参照。

